

巻頭言

このレポート集は、明治大学文学部史学地理学科西洋史学専攻の基礎演習ゼミ(一年次)で、受講生が各々興味を持つ内容を記述したレポート集である。本講義は受講者が6人と人数としては少数だったが、それぞれがレポートを仕上げていく過程での意見の交換や議論をする際は、ひとりひとりの発言回数が多く設けられたので、互いにより刺激となったと思う。担当講師金澤先生の協力も得ながら、受講生が全員で作上げた本レポート集はまだ未熟ではあるが、ぜひ全てのレポートに目を通して欲しい。

大学に入学し、まだ右も左もわからないまま基礎演習ゼミは始まった。最初は自己紹介を兼ねたスピーチの訓練を行い、その後も講義内で繰り返し人前で話す経験を積んだことで、後期が終了しようとしている今となつては、受講生のスピーチ力は目に見えて向上した。また、書式も何もわからない中で、レジュメやレポートを四苦八苦しながらかつていくのは相当な苦勞だった。繰り返し指導を受けながら、他の受講生がだんだんと技術を向上させているのに焦りを感じつつも、自分はどのように工夫できるか、自分だったらどのように表現するか考えることにつながった。他の受講生の作成したものや発表に対して指摘や質問をすることで、様々な角度から物事を思考する能力もわずかではあるが身についたと思う。講義内で他の受講生と発言しあうことが何より成長につながることだった。

講義は毎回緊張感が伴うものであり、毎週のように出される課題に時にはくじけそうになったが、振り返ってみれば受講するにあたって触れた文献は数多く、間違いなく知識は得られたはずである。講義の初めのほうで担当講師に注意を受けた、「情報に疑ってかかること」も、今では常に心の隅におけるようになってきたところだ。

しかし、言うまでもなく私たち受講生はまだ未熟な点が多い。ようやく高校での学習の仕方から抜け出し、大学での学び方に喰らいついている真っ最中である。私たちがこれからどう成長していくかはそれぞれの今後の学習姿勢によるが、ぜひこの講義で学んだ様々なことをこれからの大学生活で生かしたいものである。そして、大学卒業時にこのレポート集を手にとった時に、自己の成長を感じることが出来たら幸いだ。最後に、熱心に根気強く私たち受講生に向き合い指導をしてくださった担当講師金澤宏明先生に感謝を申し上げて、巻頭言とする。

2013年1月7日

基礎演習(西洋史)金澤クラス

演習長 倉内 彩圭

目次

・ 巻頭言	1
・ 相沢大 スペインの新大陸支配と「インディアス論争」	4
・ 今井みのり 近代カリカチュアの成立とその影響	10
・ 倉内彩圭 中世ヨーロッパの宮廷風恋愛とキリスト教	18
・ タンキ 中世都市の反封建性の検証	24
・ 富澤幸輔 追放条項の有無はビスマルクの進退を変えたか	30
・ 山本舜 フランス革命と処刑の関係性	36
・ このレポート集をお読み頂いた方に	41

スペインの新大陸支配と「インディアス論争」

明治大学 文学部 地理歴史学科 西洋史学専攻
相沢 大

スペインのコンキスタドールは 15 世紀末から新大陸に上陸し、インディオを虐殺して彼らの文明を滅ぼしたうえ、さらにはインディオを強制労働に従事させて莫大な利益を挙げた。今日であれば虐殺行為や他者を強制労働に従事させることは許されざる行為である。しかし、コンキスタドールがこうした行為によって罪に問われたことはなかった。いかにしてスペインはコンキスタドールによる新大陸支配を正当化したのか。本レポートでは、以上の論点を明らかにするために、王室が採用した法制度と新大陸支配の正当性をめぐって巻き起こった「インディアス論争」に着目して考察する。

コロンブスは自身の航海日誌のなかでインディオについて「これらの者たちは宗教をなにも持っておらず、偶像を崇拝するものではありません。悪となるようなことは何も知らず、天には神がましますことを知っております」と述べている¹。この記述をもとに教皇アレクサンデル 6 世はインディオについて「カトリックの信仰を受け入れ、よき習慣を身につける能力が備わっている」とする教書を記した。この教書を通じて教皇はスペイン王室にインディオのキリスト教化を命じた。ここからスペインは新大陸への布教という大義名分を利用して新大陸支配を始める。

1503 年にスペイン王室は、キリスト教の布教と産業振興の二つの目標を両立するためにエンコミエンダ制を採用した。この制度はインディオをキリスト教に改宗させることを条件としてインディオを鉱山労働や農業に使役してもよいとする権利を植民者にあたえたものである。しかし、同制度の条件は重視されず、インディオの酷使を助長することになってしまった。以後、インディオを労働に従事させることで得られる利益はスペインにとって欠かせない歳入となった。労働の過酷さはエンコミエンダ制を採用しなかったペルーのチュクイト地方では人口の減少は 25%にとどまったのに対し、ペルーの他の地方では 75～80%もの人口減少がみられたことからうかがえる²。

こうした状況を見かねたドミニコ会修道士モンテシーノスは植民者を「インディオはあなた方と同じ人間ではないのか。理性的な心を持っていないのか」と厳しく批判した。かくして起こったのが「インディアス論争」である。「インディアス論争」では (1) スペイ

¹ クリストバル・コロン、林屋永吉訳『コロンブス航海誌』（岩波文庫、1977 年）、87 頁。；1492 年 11 月 12 日の記述である。

² N・ワシュテル、小池佑二訳『敗者の想像力』（岩波書店、1984 年）

ンによるインディアス領有の正当性、(2) 征服戦争の正当性、(3) エンコミエンダ制の合法性、(4) 人間としてのインディオの権利についての四点が主な論点となった。論争の成果は 1512 年にスペイン王室が制定したブルゴス法にあらわれた。同法はインディオを保護し、彼らのキリスト教化を図ることを確認したが、エンコミエンダ制は原則的には合法であると規定した。また、同法の序文では「インディオは生まれついて怠惰であり悪習に耽っており、キリスト教の教えに適ったものはひとつもない」と規定している。インディオに関するこの記述は教皇教書におけるインディオの評価とはまったく異なっており、支配の正当性を強化する目的がうかがえる。また、1513 年に王室は「勅降状」を作成した。「勅降状」はスペインがインディオをキリスト教化することを認めさせるために読む文書である。この文書を読んでも抵抗する動きを見せれば鎮圧してもよいと規定した。以上の二つの制度が新大陸支配を一層強めていく。

正式にインディオの酷使が認められることに異議を唱える学者の数が増加し、「インディアス論争」がさらに加速する。代表的な人物はサラマンカ大学の教授フランシスコ・デ・ビトリアとドミニコ会修道士バルトロメウ・デ・ラス・カサスである。ビトリアは 1539 年に自身の講義のなかで「現実には彼らは精神的無能力者ではないし、なんらかの秩序を保っていることは明らかである。つまり、彼らは秩序に基づいて築かれた家族、行政組織、交換経済などを有しており、これらは理性の行使を必要とする」とインディオには理性があることを認める一方で「彼らは効率のよい生活を送るために必要な多くの条件に欠けている」と述べた³。ビトリアの理論を植民者はインディオには理性があると評価する一方で、十分に発達していないために植民者が指導しなければならないと解釈し、植民者はこの理論を支配正当化のための根拠のひとつとした。

ラス・カサスは植民者として新大陸に上陸したが、他の植民者によるインディオ虐待に心を痛め、前述のモンテシーノスの批判により聖職者になることを決心した。ラス・カサスは「彼らは明晰でものにとらわれない鋭い理解力を備えている。彼らは神がこの世に創られたあらゆる人間のなかで、とりわけ抵抗なく信仰を受け入れる人々である」と主張し、インディオとスペイン人との間に理性の差異を認めなかった⁴。また、ラス・カサスはインディオを強制労働に従事させなくてもキリスト教を布教できることを証明するために、グアテマラのベラ・パス地方を白人の入植を禁止した状態で改宗することに成功した⁵。

ラス・カサスらの必死の抗議により、王室は 1542 年に「インディアス新法」を制定した。同法はインディオの奴隷化全面禁止とエンコミエンダ制の段階的撤廃を定めたが、植民者達の猛反発に遭い、二年後に同法を撤廃してしまった。王室が採用する法制度が「インディアス論争」の意見を反映していないことを証明している出来事である。

³ 染田秀藤『大航海時代における異文化理解と他者認識 スペイン語文書を読む』（溪水社、1995 年）

⁴ 三好千春「バルトロメ・デ・ラス・カサス 彼のインディオおよびインディアスの現実に対する認識を中心に」『カトリック研究』71 号（2002 年）、49-82 頁。

⁵ マリアンヌ・マン＝ロト、染田秀藤訳『イスマノアメリカの征服』（白水社、1984 年）

「インディアス新法」についての議論がなされていた頃、論争を終わらせようとする運動がおこった。論争を終結させるべく登場するのがフアン・ヒメネス・デ・セプールベダである。セプールベダは著書『第二のデモクラテス、もしくは、インディオに対する戦争の正当原因についての対話』で征服の正当性を大きく以下の二点にまとめている。(1) 戦争は自然法によって認められていて、キリスト教世界の維持のための戦争という理由を持つので正当である。(2) インディオは生贄の儀式を行うような野蛮かつ未開な存在であり、「自然奴隷」である⁶。セプールベダはこの二点を伝統的な神学的、法学的な視点からだけではなく、アリストテレス哲学の見地から論じた。セプールベダはアステカ帝国を征服したエルナン・コルテスが称賛した都市テノチティランを「虫けらでも蟻でも人間のまねできないようなものを作り上げる」とインディオの理性をまったく認めようとはしなかったのである。

こうしたことからセプールベダとラス・カサスは対立し、1550年に「バリャドリード論戦」と呼ばれる大論戦が巻き起こった。セプールベダが自然奴隷説を柱として論を展開したのに対して、ラス・カサスは「バルバロイ」の定義を分類して反論した。ラス・カサスは「バルバロイ」を(1) 獰猛かつ暴力的で人間の理性からほど遠い人、(2) 自己の考えの伝達する文字を持たない人、(3) 神を恐れぬ本性のためか住む場所が悪いために理性とは無縁の人、(4) 未信者の四つに分類し、インディオはこの類型にあてはまらないとした。この論戦はお互いに勝利を主張したが明確な決着はつかなかったうえ、王室が講じた対策といえば「征服」という用語の使用を禁じたことぐらいであった。この論戦以降の王室の対策から問題意識が感じられず、キリスト教布教のための新大陸支配であるとする意識が薄れていることがうかがえる。

1540年代以降になると、スペインはフランスやオスマン帝国との戦争と宗教改革の対応に追われ巨額の債務を抱えるようになる。当時の皇帝フェリペ二世は歳入の増加を図るためにペルーのポトシ銀山に大きな期待を寄せた。フェリペ二世は1568年に「鉱山業についての基本方針」を作成し、新大陸統治を担当していた副王トレドに渡した。同文書は「公正で適切な方策を講じて彼らを引き寄せ、鉱山には、常時、必要な数のインディオが就労するよう取り計らうこと」と記述し、鉱山労働のためのインディオの集住政策を命じている⁷。集住政策は本来布教のためにエンコミエンダ制において行われた政策であるが、この文書には布教に関する記述がない。そして、1573年にミタ労働制を導入した。ミタ労働制とは15歳から80歳までの男子の七分の一を1年交代でポトシ銀山に派遣する制度である。ミタ労働はキリスト教の布教が目標ではなく、スペインの歳入を増加することが目標になっている。とうとう新大陸支配当初の大義名分が主張されなくなってしまったのだ。

⁶ 理性をもたない野蛮人（バルバロイ）は理性的な存在に従うべきであるとする思想である。アリストテレスが著書『政治学』の第一巻で記述している。山本光雄訳『政治学』（岩波文庫、1961年）

⁷ 青木康征『南米ポトシ銀山 スペイン帝国を支えた打出の小槌』（中公新書、2000年）

ここまでスペインによる新大陸支配の体系を法制度と理論的側面の二点から見てきた。はじめスペインはキリスト教の伝道のための新大陸支配であることを主張していたが、エンコミエンダ制の実態から布教活動が真剣に行われたとは考えがたい。また、インディオの惨状を打開するための「インディアス論争」もたいした成果をもたらさず、支配の正当性を示すために巧妙に利用されてしまっていた。そして、ミタ労働の導入に現れているように、布教活動の意識は薄れ露骨に利潤を追求する姿勢を見せるようになる。こうした例から、スペインは新大陸支配の正当性を示す根拠であったキリスト教の布教活動を重視せず、莫大な利益を求めて新大陸支配を行ったといえる。

【一次史料】

1. クリストバル・コロン、林屋永吉訳『コロンブス航海誌』（岩波文庫、1977年）

【参考文献】

1. フランソワ・ウェイミュレール、染田秀藤、篠原愛人訳『メキシコ史』（白水社、1999年）
2. L・ハンケ、佐々木昭夫訳『アリストテレスとアメリカ・インディアン』（岩波書店、1974年）
3. マリアンヌ・マン＝ロト、染田秀藤訳『イスパノアメリカの征服』（白水社、1984年）
4. N・ワシュテル、小池佑二訳『敗者の想像力』（岩波書店、1984年）
5. 青木康征『南米ポトシ銀山』（中公新書、2000年）
6. 岩根圀和『物語スペインの歴史 一人物編』（中公新書、2004年）
7. 染田秀藤『大航海時代における異文化理解と他者認識 ―スペイン語文書を読む』（溪水社、1995年）
8. 三好千春「バルトロメ・デ・ラス・カサス ―彼のインディオおよびインディアスの現実に対する認識を中心に」『カトリック研究』71号（2002年）、49-82頁。

A : 今年度、実際に参照したもの

1. フランソワ・ウェイミュレル、染田秀藤、篠原愛人訳『メキシコ史』（白水社、1999年）
2. クリストバル・コロソ、林屋永吉訳『コロンブス航海誌』（岩波文庫、1977年）
3. L・ハンケ、佐々木昭夫訳『アリストテレスとアメリカ・インディアン』（岩波新書、1974年）
4. マリアンヌ・マン＝ロト、染田秀藤訳『イスパノアメリカの征服』（白水社、1984年）
5. N・ワシュテル、小池佑二訳『敗者の想像力』（岩波書店、1984年）
6. 青木康征『南米ポトシ銀山』（中公新書、2000年）
7. 岩根紈和『物語スペインの歴史 一人物編』（中公新書、2004年）
8. 染田秀藤『大航海時代における異文化理解と他者認識 ―スペイン語文書を読む』（溪水社、1995年）
9. 三好千春「バルトロメ・デ・ラス・カサス ―彼のインディオおよびインディアスの現実に対する認識を中心に」『カトリック研究』71号（2002年）、49-82頁。

B : 今後、参照予定のもの

1. ラス・カサス、長南実訳『インディアス史』（岩波書店、2009年）
2. ラス・カサス、染田秀藤訳『インディアスの破壊についての簡潔な報告』（岩波文庫、1976年）
3. ラス・カサス、染田秀藤訳『インディアスは人間か』（岩波書店、1995年）
4. モーリス・コリス、金森誠也訳『「アステカ帝国」の滅亡』（講談社、2003年）
5. フィリップ・ジャカン、森夏樹訳『アメリカインディアン ―奪われた大地』（創元社、1992年）
6. ミゲル・レオン＝ポルティエヤ編、山崎眞次訳『インディオの挽歌 ―アステカから見たメキシコ征服史』（成文堂、1994年）
7. シエサ・デ・レオン、増田義郎訳『インカ帝国史』（岩波書店、2006年）
8. 青木康征『コロンブス ―新大陸発見の虚と実』（平凡社、1978年）
9. 大阪外国語大学ラテンアメリカ研究会訳『ラテンアメリカの歴史 ―史料から読み解く植民地時代』（世界思想社、2005年）
10. 樺山鉦一『世界の戦争（6）』（講談社、1985年）
11. 関哲行、立石博高編訳『大航海時代 ―スペインと新大陸』（同文館出版、1998年）
12. 増田義郎『古代アステカ帝国 ―征服された黄金の国』（中央公論社、1963年）
13. 増田義郎『大航海時代』（講談社、1984年）
14. 山瀬暢士『インカ帝国 ―その征服と破滅』（メタ・ブレーン社、2007年）

近代カリカチュアの成立とその影響

明治大学 文学部 地理歴史学科 西洋史学専攻

今井 みのり

1830年に起こった七月革命の直接的な原因となったのが、シャルル10世の発布した七月勅令である。同勅令は「25ページに満たないいかなる雑誌やパンフレットも、当局の許可なくこれを出版してはならない」とした言論・出版を統制する内容を含んでいた¹。革命後興った七月王政は当初言論統制をしないと声明を出していたものの、成立して五年が経過すると、九月法という検閲法が再び発布された。この政府による言論統制の動きと平行して、当時フランスでは「カリカチュアの黄金時代」を迎えている²。このことから、カリカチュアは政権にとって脅威となっていたのではないかと仮定し、その影響を考察していく。

ジュディス・ウェクスラーによると、カリカチュアには三つの主要な構成要素がある³。一つは肖像漫画 (portrait charge) で、人物の顔や体の目立つ特徴を描き出すものだ (図1)。特定の個人を対象に風刺することができるため、政治家がモデルとなることが多い。本レポートではこの一つ目の要素を中心に議論する。二つ目は社会的事件に対するアレゴリカルな解釈である (図2)。これは国家や党派、「平和」、「外交」といった抽象的なテーマを一目でそれとわかる特徴をもった人物で表現し、ある事件における「登場人物」たちの動きや立ち位置を諷刺画面上にそっくり転地したものである。そして三つ目が社会的戯画 (social caricature) だ (図3)。類型的な人物を日常的状況において風刺的に描いたもので、風俗画とも言うことができる。この三つ目の要素は政治的検閲が強まり、政治を攻撃するのが難しくなった時代に特に強くなる傾向にあった。

どの構成要素を盛り込んでいたとしても、諷刺画にとって大切なのは一枚でも多くの絵を一人でも多くの人に見てもらうことである。これには版画が大きく貢献した。17世紀末から18世紀にかけてカリカチュアが興隆したのは、この時期に興った版画技術の革新も原因のひとつであるといえる。伝統的な版画技法では、木版画にせよ銅版画にせよ、描き

¹ 七月勅令では他に自由主義派 (反政府派) が多数を占める議会の解散、参政権の縮小、選挙人団を招集して新たな議会をつくることが定められた。;ジュディス・ウェクスラー『人間喜劇 —19世紀パリの観相術とカリカチュア』 (ありな書房、1987年)

² 林羊歯代「美術教育とカリカチュア —カリカチュアの発想のメカニズムとその表現の特質」『美術教育学：美術科教育学会誌』10 (1989年)、311-322頁。

³ ウェクスラー、前掲書。



(図 1)
ドーミエ画『ダルグー』
1832 年



(図 2)
ドラクロワ画『民衆を導く自由の女神』
1830 年



(図 3)
ホガース画『ジン横町』
1751 年

始めから完成までに長い時間を要するという欠点があった。1785年に描き始められたルイ16世の肖像画が描き上がったのは、五年後の1790年であったという例もある。現在の情勢をリアルタイムで伝える必要のあるカリカチュアとしては、それでは役に立たない。そこでフランス革命期に利用されたのはエッチングという技法だった。これにより7月14日に起きたバスティーユ牢獄占領事件の版画が、7月20日には販売されるまでになった。この技法を大いに活用してフランス革命期には大量の諷刺画が発売され、革命派によるカリカチュアは1789年から1792年の四年間で約600種類、反革命派のカリカチュアは1791年1月から1792年4月の十五ヶ月間で約150種類制作された⁴。こうして普及していったカリカチュアをさらに発展させたのが、1796年にアロイス・ゼーネフェルダーが開発した石版画技法だった。石版の表面に石鹼や脂肪を含む液で描画して製版し、水と油の反発性を利用して印刷する方法なので彫りの手間が要らず、制作のスピードが格段に増えたのである。

近代カリカチュアは大衆に購入してもらうことを目的としていたため、それまでのものと比べて商品としての性格を強めた⁵。その先駆けとなったのがイギリス人画家のウィリアム・ホガース(1607-1764年)である。一般市民の識字率が低かったこの時代、彼が打ち出した連作版画は「読む版画」として活字の文献よりはるかに幅広い読者を獲得することに成功した。しかし、人気が出たが故に自分の絵の海賊版やコピーに悩まされることになった彼は、1735年に著作権法(ホガース法)を議会で頼み、制定させた。これにより絵画制作者の地位が向上して作品が発表しやすい環境が整い、イギリスは近代カリカチュアの生産国となった。

近代カリカチュアはすぐにフランスにも伝わり言論戦の一手段となったが、その当時フランスは検閲が厳しかったうえに絵画技術が未熟だったため、特筆すべき人物として名前が残っている画家はほとんどいない。一方のイギリスではギルレー、ローランドソン、クルークシャンク等次々と素晴らしい画家が登場したうえ、丁度良くナポレオンという格好の風刺対象が現れたので、ますますカリカチュアが洗練されていった。あまりの風刺の激しさに、第一統領になった直後ナポレオンは自国フランスの言論弾圧にのりだしたのに加え、イギリス政府に自分を俎上にのせるカリカチュアを取り締まるよう要求したほどである⁶。

フランスのカリカチュアのレベルが向上し、本格化したのはナポレオン時代が終わってイギリスとの交易が再開してからであった。革新したカリカチュアが表舞台にたつ契機となったのが、雑誌編集者であり風刺画家であるシャルル・フィリポンド。画才もさることながら商才も持っていた彼は、身につけた石版画の技術を自らの絵だけではなく他の画家の絵にも応用して版画にして売り出すことを思いつき、義兄のオーベールとともに版画を

⁴ 林田遼右『カリカチュアの世紀』(白泉社、1998年)、27、48頁。

⁵ 清水勲『漫画の歴史』(岩波書店、1991年)

⁶ 林田、59頁。

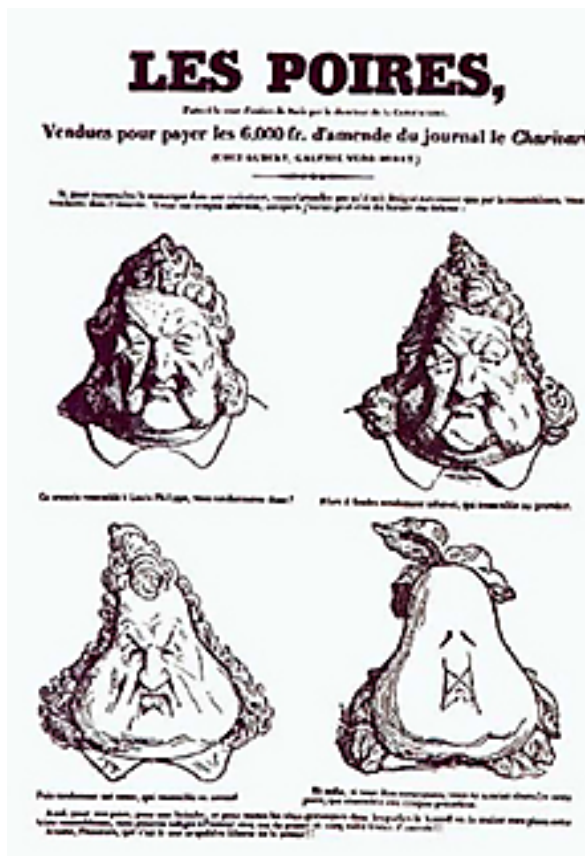
出版・展示・販売するオーベール社を設立した。フィリポンが反政府・反権力の意見をあらわにしたのは復古王政の末期である。1830年に言論統制の内容を含む七月勅令が發布されたことに対して、特に共和派のティエールに率いられた者たちは『ナショナル』誌上にフランスよ起ち上がれと呼びかけるマニフェストを発表した。これに賛同する者は多く、風刺画家たちは罰則もおそれずに王や政府に対する辛辣な作品をつぎつぎに生み出した。フィリポンも例外ではなく、風刺雑誌『シルエット』にシャルル 10 世をイエズス会士に見立てた絵を発表して民衆にインパクトを与えた。そして遂に同年 7 月、「栄光の三日間」を経て復古王政は倒れた。

続いて王位についたのが「フランス人の王」とよばれるルイ=フィリップだった。新国王は国の基本法である憲章は真理である、と憲章に忠実であることを誓い、イギリス風の立憲君主制を実施する様子を示した。それに伴い言論の自由を認め、印刷物の検閲を廃して前の王制とは違うことを誇示しようとした。統制が弱まったことをきっかけにフィリポンは 1830 年 11 月に週刊風刺新聞『カリカチュール』を創刊した。文章はバルザック、挿絵はグランヴィルをはじめとする実力のある作家や画家がこの新聞に関与していた。後からオノレ・ドーミエ、カヴァルニ、アンリ・モニエら有名画家もこれに加わり『カリカチュール』誌はたいへん質の高い風刺新聞となった。

検閲が完全になくなったわけではなかったが、むしろ規制が厳しくなるほどに画家たちはより巧妙な逃げ道を考え、イタチごっこが続いていた⁷。特筆すべきなのは、ルイ=フィリップを西洋なしに見立てた寓意である。ルイ=フィリップは肥満漢で太鼓腹だったため彼の肉体と西洋なしを結びつけるのは容易だった。加えて西洋なしをあらわす *poire* には「ばか、まぬけ」という意味もあり、語呂合わせにうってつけだったのである。この寓意が世間に広まったのは 1831 年にフィリポンがルイ=フィリップを（革命で獲得した自由を塗りつぶす）石工に見立てた絵を発表したことにより六ヶ月の禁固と罰金二千フランが課せられることとなった際の裁判だった。フィリポンはまず四つの頭像を描いた（図 4）。左上のルイ=フィリップの肖像が罰せられるならば、右上の肖像画に似たデッサンも、右上のデッサンに似た左下のデッサンも、さらには左下のデッサンに似た洋梨も断罪されることになる。国中の洋梨に似たものは国王侮辱の罪で告発されることになるのか、と主張したのだ。この洋梨モチーフは多くの風刺画家が用いるところとなり、大衆の間でルイ=フィリップ=洋梨というイメージが定着した。あるレストランでは洋梨をデザートから外したり、ある町では「張り紙禁止」の掲示の下に「洋梨もだめ」と付け加えたりするほど影響は及んだのである⁸。

⁷ 主な方法としては、語呂合わせ、寓意、寓喩、類型化などがある。；ウエクスラー、108 頁。

⁸ 林田、150 頁。



(図 4)
フィリポン画『洋梨』
1831 年

その後も『カリカチュール』誌は幾度となく検閲にかかり、そのたびにフィリポンは禁固刑に処され 18500 フランもの多額の賠償金が課せられた。しかし、「旅行者が道の凹凸を気にしないように、私は押収も、発行停止も、裁判も、決闘も、悪口も、攻撃も、からかいも気にしない」と彼は言い、諷刺画発行の手を緩めることはなかった⁹。賠償金の支払いのために、1834 年フィリポンは『シャリヴァリ』紙を刊行する。『カリカチュール』より穏健で、政治風刺より社会風刺を重視した日刊紙であり、安価なので読者を増やすことを目的にしていた。『シャリヴァリ』紙は成功し、『カリカチュール』誌と並んでオーベル社の看板商品となっていった。だが、翌年の 1835 年に言論統制を目的とした九月法が制定された。この法の特徴は特に絵画が検閲の対象となっていることである。

いかなるスケッチ、版画、メダル、印刷画、紋章も、パリでは内務省の、地方では県庁の前もっての許可なくしては、これを出版したり、展示してはならない。違反した場合は、これらの作品は没収される。出版した者は裁判の対象にもなる。一ヶ月から一年の禁固、百フランから千フランの罰金刑に処せられる¹⁰。

⁹ 林田、142 頁。

¹⁰ 林田、175 頁。

この法律により反体制派の新聞三十紙が廃刊した。その中には借金のかさんだ『カリカチュール』誌も含まれている。絶え間ないカリカチュアへの攻撃の末、七月王政はこうして以前のブルボン王制と似たような体制となってしまったのである。

なぜ五年前に行わないと誓ったはずの言論統制法を再び敷くにいたったのだろうか。検事総長のペルシーは法令発表の折に、「五年前の誓いは文章の検閲は行わないという意味で、絵画の検閲を行わないということではない」と述べ、絵画は言論ではなく絵を描く行為なので言論弾圧には当てはまらないという見解を示した¹¹。また、七月革命以前は政治的文章の著者や風刺シャンソンの作詞者が告訴・投獄の危険にさらされており、出版者の罪は軽かったのに対して、七月王政ではフィリポンのようにむしろ出版編集者が告訴されているケースが多い。加えて、出版者や画家が個人として弾圧されるだけでなく、出版自体が困難になるような措置も次々ととられた。これは文字の読めない者たちまで視覚的に訴えることができるカリカチュアが、これまでとは比べものにならない程の読者を獲得したことが一因であろう。カリカチュアのおかげで民衆は、政府に対する明確な（多くはマイナスの）イメージを持つようになった。度重なる市民革命を経験したフランスでは、大衆を敵にまわすことが何よりも恐ろしかったのかもしれない。日ごとに読者が増え、どんどん洗練されていくカリカチュアを前に、少なくとも政府は発足当初の宣誓を覆さなくてはならないほどに脅威を感じていたのである。

【一次史料】風刺画作品

1. オノレ・ドーミエ『ダルグー』（1832年）
2. ウジェーヌ・ドラクロワ『民衆を導く自由の女神』（1830年）
3. シャルル・フィリポン『洋梨』（1831年）
4. ウィリアム・ホガース『ジン横町』（1751年）

【参考文献】

1. ジュディス・ウェクスラー、高山宏訳『人間喜劇 —19世紀パリの観相術とカリカチュア』（ありな書房、1987年）
2. 喜安朗『ドーミエ諷刺画の世界』（岩波文庫、2002年）
3. 清水勲『漫画の歴史』（岩波書店、1991年）
4. 林羊歯代「美術教育とカリカチュア —カリカチュアの発想のメカニズムとその表現の特質」『美術教育学：美術科教育学会誌』10（1989年）
5. 林田遼右『カリカチュアの世紀』（白泉社、1998年）

¹¹ 林田、12頁。

A : 今年度、実際に参照したもの

1. ジュディス・ウェクスラー、高山宏訳『人間喜劇 —十九世紀パリの観相術とカリカチュア』(ありな書房、1987年)
2. ズビニェク・ゼーマン、山田義顕訳『ヒトラーをやじり倒せ —第三帝国のカリカチュア』(平凡社、1990年)
3. 池上忠治、小川栄二『世界版画美術全集 第三巻 ドーミエ／ドレ』(講談社、1980年)
4. 石子順『カリカチュアの近代 —7人のヨーロッパ風刺画家』(柏書房、1993年)
5. 喜安朗『ドーミエ諷刺画の世界』(岩波文庫、2002年)
6. 小林章夫、齋藤貴子『諷刺画で読む十八世紀イギリス —ホガースとその時代』(朝日出版、2011年)
7. 清水勲『漫画の歴史』(岩波書店、1991年)
8. 林田遼右『カリカチュアの世紀』(白泉社、1998年) 27、48頁
9. 森田安一『ルターの首引き猫 木版画で読む宗教改革』(山川出版、1993年)

B : 今後、参照予定のもの

1. クリストフ・クレスマン、石田勇治、木戸衛一訳『戦後ドイツ史 1945-1995 —二重の帝国』(未来社、1995年)
2. メアリー・フルブック、芝健介訳『二つのドイツ 1945-1990』(岩波書店、2009年)
3. 石田勇治『過去の克服 ヒトラー後のドイツ』(白水社、2002年)
4. 永井清彦『現代史ベルリン 増補』(朝日新聞社、1990年)
5. 若尾祐司、井上茂子『近代ドイツの歴史 —18世紀から現代まで—』(ミネルヴァ書房、2006年)

中世ヨーロッパの宮廷風恋愛とキリスト教

明治大学 文学部 史学地理学科 西洋史専攻

倉内 彩圭

「愛、この12世紀の発明品」。これは、19世紀フランスの歴史家シャルル・セニョボスの言葉である。彼は、男女が対等の意識や感情をもってかかわりあうことは12世紀にその源があるとみなし、この言葉を述べた¹。中世初期のヨーロッパにおいて、騎士にとっても聖職者たちにとっても、女性は勢力拡大や同盟関係の維持のために道具のように扱われ、乏しめられる存在だった。しかし、11世紀末から12世紀の南フランスにおいて、女性を高貴な存在として敬う描写がある文献が多く登場し始める。これらは、中世ヨーロッパの戦士階級である騎士たちによる「宮廷風恋愛」として当時の流行となった。宮廷風恋愛の誕生による理想の恋愛観の変化には、ヨーロッパの人々の精神に深く根ざすキリスト教との関連が深いのではないだろうか。本レポートでは、宮廷風恋愛が騎士たちの理想に過ぎなかったことに触れながら、キリスト教的性格が強いことを論じていく。

中世ヨーロッパの封建時代の社会には大きく分けて三つの身分階級が存在する。聖職者、戦士階級、農民・町民だ。このうち、外敵から領地を守る戦士階級である騎士たちは、特有の持つべきモラル（道徳）を騎士社会の内部に持っていた。これを「騎士道」と呼ぶ。騎士道精神は、神を主人とする騎士たちにより一般にキリスト教的観念に基づいていた。戦士階級の野蛮で暴力的な性格に、非暴力的なキリスト教的精神によって歯止めをかける目的があったのであろう。騎士たちは「忠誠」「公正」「勇気」「武芸」「慈愛」「寛容」「礼節」「奉仕」などを美徳とした。「慈愛」「寛容」「礼節」「奉仕」といった道徳は女性に向けられ、当時流行した宮廷風恋愛に作用し、「勇気」は恋愛を飾るものとなった。

日本の歴史学者である阿部謹也は、古典古代から現在まで、西欧における愛の原型はプラトンによるものだと述べている。プラトンは彼の対話篇のひとつである『饗宴』で、愛に関する様々なことを述べており、プラトンにおける愛は、最終的に他人に依存する状態から解放され、善あるいは美と一体化するところまでゆくとしている²。これは、中世の神秘主義思想に基づく神との合一の考えにも影響していると考えられる。

また、2世紀前半から、4世紀前半のコンスタンティヌス大帝に至る期間の初期キリスト教に注目すると、新約聖書の一書『ヨハネの第一の手紙』に「私たちは、神が私たちに

¹ 堀米庸三、木村尚三郎編『西欧精神の探究 一革新の十二世紀』上巻（日本放送出版協会、2001年）、233頁。

² 阿部謹也『西洋中世の愛と人格 一「世間」論序説』（朝日新聞社、1992年）、191頁。

対してもっておられる愛を知り、かつ信じている。神は愛である。愛のうちにいる者は、神におり、神も彼にいます」と記してあるほか、『ローマ人への手紙』においても神の愛について記述がある³。ここに、西欧では「愛」の観念をもとは神から与えられるものと捉えている事がうかがえる。新約聖書においては、愛を意味するアガペとエロスのうちアガペが用いられており、この言葉は「汝の敵を愛せ」の教えのように、利己主義を放棄し、欲望と苦悩に取りつかれた自己を放棄することを意味している⁴。12世紀フランスの神学者クレールボーのベルナルドゥスは、「神はなぜ人となったのか」との問いに対し、愛を第一の動機と答えている。彼は、人間はまず人間自身を愛するが、次に自分のために神を愛し、さらに純粋な神の愛に到達することで、自己中心的から他者のために自己を放棄した愛に変化していったと説明している⁵。キリスト教の教えにもとづく愛の定義は主として教父たちや学者が定めていったものであり、古代神学者アウグスティヌスは神と無関係の愛は単なる欲望 (*cupiditas*) であり、神と深くかかわる愛は真の愛 (*caritas*) であると説いている。それは、男女の愛はあくまでも神の愛に従属するもので、神の愛がなければ人間の愛は罪以外のなにものでもない、との考えにつながった。

その観念は、修道院や宮廷を舞台に聖俗いずれの世界でも広まった。一方では神秘的な形でキリストと合一しようとする運動として、他方では男女間の結びつきの世俗的情景として展開したのだ。宮廷風恋愛は神秘主義思想における神への愛による神との合一が根本思想にある。つまり、恋愛対象を若い未婚の女性や同等の身分の女性とするとその恋愛は簡単に具体となってしまい、そこに神秘性が存在しないため宮廷風恋愛においては理想とならなかったのである。そのため、宮廷風恋愛において騎士は、恋愛対象を既婚の貴婦人に限定していた。また、中世の未婚の女性たちは、まだ宮廷社会に足を踏み入れることは許されていなかったのだから、貴婦人とは必ず他人の妻であった。そして、理想を高い位置に置くことで自意識における地位の高揚を生み、それは自尊心の高揚へとつながった⁶。これを騎士のモラル高揚の本質だと考える。そのため、他の階級の男たちによる女性崇拝の表明はなく、他の階級の女たちへの女性崇拝の適用はなかった。既婚の貴婦人といった手の届かない女性への崇拝のような、神への愛に近い感情を女性にいただいていることから、キリストへの奉仕の心が高貴な女性への奉仕の心へと移り変わり、宗教の具現化を求めたものだと考察できる。キリストから高貴な女性へと奉仕の対象が変化したことで、十字軍遠征は空疎だとみなし高貴な女性の住む宮廷を新しい聖地として望むようになった⁷。キ

³ 阿部、191頁。

⁴ アガペとは、キリスト教における愛であり、罪深い人間に対する神の愛、人間どうしの兄弟愛など、自己犠牲的・非打算的な愛をいう。エロスとは、智など自分に欠けたものを得たいと求める衝動として、プラトンによって用いられた語である。

⁵ 阿部、206頁。

⁶ 山田勝『決闘の社会文化史 —ヨーロッパ貴族とノブレス・オブリジェ』（北星堂書店、1992年）、39頁。

⁷ 山田、39頁。

リスト教精神が騎士道精神に作用し、高貴な女性への愛を求めることで、魂の高揚やひたすらの奉仕、精神の崇高化を期待したのであろう。

キケロの『友情論』の影響を受けたキリスト教神学者サン・ヴィクトールのフーゴーは、「愛とは、自分のために他のものに向けられた、良き意志である」と定義している⁸。この定義に基づくと、12世紀以降に人びとが考える「愛」とは、相互的で、自らが与える概念だといえる。12世紀以前は、基本的に男女関係は男性優位が主流であり、相手をいつくしむといったいわゆる愛情を抱く関係としてとらえられてはいなかった。男性は女性を、まるで品物のように勢力拡大や同盟関係の維持に利用していたのだ。当時の文献に恋や愛について書いたものはほとんどなく、たとえ愛について書かれているとしても、それは形式的な関係で、政治的同盟、領主に対する過信の服従、修道院内部での修道士たちの絆などであった。11世紀末か12世紀初頭に成立したフランスの最初の武勲詩である『ローランの歌』では、騎士が自らの義務を果たして死んでいく崇高な精神が高らかに賛美されているものの、女性に対する愛といったものはなく、死に際した騎士たちは故郷に許嫁がいなくても彼女のことを一度も思い出してはいない。戦士たちにとって女性は対等の人格的存在としては意識されず、一般的に彼らの欲望の対象でしかなかったといっても過言ではない。12世紀にはいると、10世紀のケルトの説話をもとに成立したフランス文学作品『トリスタン・イゾー物語』において婦人の地位の向上が認められるが、愛が相互の自由な発意によるものとは考えられておらず、宮廷風恋愛観念には至っていなかった。

12世紀の新しい愛の観念の誕生は、南フランスのトゥルバドゥールの存在が鍵となる。トゥルバドゥールとは中世の情詩を扱う詩人、作曲家、歌手のことで、この先駆者がアキテーヌ公・ポワチエ公のギヨーム9世である。彼の詩は11編しか残されていないが、その半数はあけっぴろげで性的な、従来の戦士的女性観の産物ともいえる女性を快楽の対象とみなす意図の感じられる作品ばかりである。表現もどぎつく、諧謔も含む大胆不敵な語調の作品が彼の残した詩の半数を占めている。しかし、彼が晩年に残した詩は、愛する女性にへりくだり、女性を賛美する南フランス恋愛詩の原型となるような詩へと作調が大きく変わっている。なぜ彼にこのような変化が生じたのか。スイスの学者レト・ベッツォーラは、ギヨームは彼の妻と娘が聖職者ロベール・ダルブリセルに「俗世を捨て神の愛に身をささげよう」と説かれてフォントヴロー修道院に入ってしまったのが耐え切れず、「人格的な神への愛をすぐれた女性への愛に転移した、一種の恋愛審美学を創り出したのではないか」と仮説をたてている⁹。当時の風潮として、キリスト教の神秘主義による神との人格的結合が強く求められていたことは確かであるため、この仮説には説得力がある。また、ギヨームのような考え方はしだいに波及し、女性に対する性的欲望は昇華され、社会的には低い位置にあった女性に対し、まったく対等な関係で愛が成立するものだとする詩が作られるようになる。

⁸ 阿部、206頁。

⁹ 堀米、木村、242-243頁。

南フランスのトゥルバドゥールに表現された新しい愛の観念は、南フランスから北フランスに広がった後、イギリスにも広がっていく。後にはドイツでもミンネゼンガーという、トゥルバドゥールのような詩人たちがミンネザンクと呼ばれる詩を残しているが、そこでは女主人は騎士の手の届かない理想の女性とされている。中世ドイツのミンネゼンガーハインリッヒ・フォン・モールゲンは次のような詩を残している。

あの窓辺にたつ／姿の良い貴婦人を／だれかごらんになりましたか。／美しいその方は、／心の痛みから／私をときはなしてくれませう／明るい朝のあふれる日のように／あの方は輝きます。／以前その人は隠れていました。／そのとき心の痛みが私を苦しめました。／それから今、私はのがれようとしています。

この詩から、騎士道の理想にもとづいた貴婦人への崇拜の心をうかがうことができる¹⁰。そのほか、シシリーやイタリアにも広まり、各地で独自の愛の形が作られた。

さて、宮廷風恋愛は騎士道に基づく「理想」の男女関係をうたったものであるが、実際の生活の場での男女はどうであったのか。初期中世から近代にかけて、結婚は恋愛感情とはほとんど無関係であり、事実、そうでなければならなかったとの考えを共有していた¹¹。前述したように、宮廷風恋愛は自由に求め、自由に与えるものであった一方、封建制下の結婚はたいいていの場合両親の取り決めのもとに成立し、その際には土地など財産の移動がともなった。夫にとって妻とは財産の一つに過ぎず、そのため独身騎士の結婚相手には土地を持つ未亡人・女相続人が望まれた。これは、王が持っていた後見権、結婚承認権が影響している。とりわけ、上流階級の貴婦人は封建社会において土地所有者として重要性を持っていた。たとえば、ヘンリー一世の宮廷につかえ、王の寵愛を受けていた甥のステューヴンは 1125 年にブローニュ伯女マティルダと結婚し、アングロ＝ノルマン期最有力の諸侯の一人となることができた。しかし、中には愛情から結婚した例外もあり、十字軍国家エルサレム王のボードゥアン三世は、放蕩生活ののち 1158 年に 12 歳のテオドラ・コムネノスと幸せな結婚をしている。とはいうものの、当時の社会風潮として重視されたのは政略結婚だったことに変わりはない。また、日常生活の場における中世社会での女性の社会的地位に優劣はなく、場に応じた平等さが存在した。女たちは、夫が不在の際や産んだ子や夫が無能の場合、土地の管理など仕事の肩代わりを担っており、男は女なしではすまなかったのだ。

12 世紀に「発明」された恋愛の概念は、騎士道精神の自意識向上に基づいて既婚の女性への献身に凝縮された。それまで女性を乏しめる存在としてとらえていた男性側の軌道修正が、現在の恋愛理念につながる原型を生み出したといえる。しかし、当時においてはそ

¹⁰ 中野隆正「中世ドイツ文学にみられる騎士制度について」『基礎科学論集：教養課程紀要』4号（1986年）、53頁。

¹¹ 中野、54頁。

の恋愛観は詩人たちにうたわれた「理想」に過ぎず、結婚観などとは別次元で考えていた。自由な恋愛感情から結婚することはまれだったのであろう。そして、本レポートで考察したように、宮廷風恋愛にみられる神との合一願望からくる女性への崇拜や奉仕の心は、キリスト教の影響が大きい。当時のヨーロッパの人々の思考の根本に宗教性が深く根ざっていたことは明らかである。

【参考文献】

1. M・ダッラピアッツァ編、永野藤夫訳『中世ヨーロッパ結婚譚』（白水社、1987年）
2. 阿部謹也『西洋中世の愛と人格 ―「世間」論序説』（朝日新聞社、1992年）
3. 梅津尚志、出崎澄男、渡部治雄編『ヨーロッパ文化史』（南窓社、1988年）
4. 金子靖男『ヨーロッパの思想文化』（教文館、1999年）
5. 須田武郎『中世騎士物語』（新紀元社、1997年）
6. 中野隆正「中世ドイツ文学にみられる騎士制度について」『基礎科学論集：教養課程紀要』4号（1986年）、53-63頁。
7. 堀米庸三、木村尚三郎編『西欧精神の探究 ―革新の十二世紀』上巻（日本放送出版協会、2001年）
8. 水田英実、山代宏道、中尾佳行、地村彰之、原野昇『中世ヨーロッパにおける男と女』（溪水社、2007年）
9. 山田勝『決闘の社会文化史 ―ヨーロッパ貴族とノブレス・オブリジェ』（北星堂書店、1992年）

A : 今年度、実際に参照したもの

1. M・ダッラピアッツァ編、永野藤夫訳『中世ヨーロッパ結婚譚』（白水社、1987年）
2. 阿部謹也『西洋中世の愛と人格 ―「世間」論序説』（朝日新聞社、1992年）
3. 梅津尚志、出崎澄男、渡部治雄編『ヨーロッパ文化史』（南窓社、1988年）
4. 金子靖男『ヨーロッパの思想文化』（教文館、1999年）
5. 須田武郎『中世騎士物語』（新紀元社、1997年）
6. 中野隆正「中世ドイツ文学にみられる騎士制度について」『基礎科学論集：教養課程紀要』4号（1986年）、53-63頁。
7. 堀米庸三、木村尚三郎編『西欧精神の探究 ―革新の十二世紀』上巻（日本放送出版協会、2001年）
8. 水田英実、山代宏道、中尾佳行、地村彰之、原野昇『中世ヨーロッパにおける男と女』（溪水社、2007年）
9. 山田勝『決闘の社会文化史 ―ヨーロッパ貴族とノブレス・オブリエ』（北星堂書店、1992年）

B : 今後、参照予定のもの

1. ジャック・ル・ゴフ、桐村泰次訳『中世西欧文明』（論創社、2007年）
2. ヴェルナー・ゾンバルト、金森誠也訳『恋愛と贅沢と資本主義』（講談社、2000年）
3. 小田垣雅也『キリスト教の歴史』（講談社、1995年）
4. 城戸毅『百年戦争 ―中世末期の英仏関係』（刀水書房、2010年）
5. 歴史学研究会編、『巡礼と民衆信仰』（青木書店、1999年）

中世都市の反封建性の検証

明治大学 文学部 史学地理学科 西洋史専攻
タン キ

ヨーロッパの都市と言えば、城、要塞、領主など封建的なイメージをすることが多い。しかし、都市は反封建の先端拠点となるところでもある。都市の発展は封建制崩壊の要因の一つであり、むしろ、民主のゆりかごであると言っても過言ではない。しかし、それは中世以降の話である。中世の都市はまだ封建的であり、反封建的な性格は持っていなかった。本稿はヨーロッパ中世都市の形成を紹介し、その上封建領主と封建都市の関係から中世の都市は反封建的なものではないことを検証する。

都市とは何か。イギリスの歴史家R・H・ヒルトンによると、「大なり小なり、恒久的な市場活動の場であること、住民が農村の住民とは対照的に、自分の生存手段を自分で生産していないこと」という二つの点で定義されている¹。つまり、農業生産物だけではなく、物を生産し、売買、交換で生活できることが重要であった。そして、中世都市の形成の原因は農村、教会、領主、三つの要素がある。ヒルトンの定義を見ると、まるで農村とは無縁であるように思えるが、しかしながら都市は農村に基づいて発展してきた。11世紀から、農業用地の増大、新村の建設、技術上の革新など農業を発展させることにより、農村の過剰生産物が大幅に増加していた。特に、著しいのは鉄製の農具の普及と三圃制農法の広がりである。「鉄製の刃と撥土板を備えた新しい犁...馬の場合、この改良によって十倍ものエネルギーを引き出すことが可能になる」という²。三圃制農法とは、畑を冬畑、夏畑、休耕地、三つに分け、毎年交代させて栽培する農法である。次に肝心なのはキリスト教会である。以前からキリスト教が広がっていたフランスに、ローマ時代から既存していた大司教座都市以外にも、ヨーロッパ各地に司教座が散布した。司教座とは、司教区を管理した司教の居住する場である。教会が農村地域生活の中心となり、それはカロリング朝時代に頂点に到達した。農村の過剰生産物が教会、あるいは修道院の周辺に集中し、定期的な交易活動が行われた。服部良久が指摘するには、「修道教会施設が中世初期から市場地や造幣地として繁栄し、多くの地方都市の起源となった」のである³。さらに、ヒルトンによ

¹ R・H・ヒルトン、瀬原義生訳『中世封建都市 一英仏比較論一』（刀水書房、2000年）、9-10頁。

² 服部良久、江川温『西欧中世史』（ミネルヴァ書房、1995年）、2頁。

³ 服部良久、南川高志、山辺規子『大学で学ぶ西洋史 [古代・中世]』（ミネルヴァ書房、2006年）、234頁。

れば、「8世紀末、カロリング朝ガリアには、129の首都大司教座、司教座の都市があった」⁴。この現象と11世紀からの農業発展とが重なり合って、ヨーロッパ全域、新興都市の群の生成が促進した。しかし、これらのできことを主導した、あるいは要因となったのは土地の所有者、つまり、封建領主である。

中世初期の領主は「古典荘園」を支配し、土地を直接的に経営、あるいは農民に貸与する。そのかわりに、農民が地代を納める義務がある。初期の地代は収穫物の一部であったが、11世紀から一定率での定率地代に変化し、さらに金納化された⁵。農民はより多くの余剰の生産物を保有、交易するようになった。カロリング朝の衰退によって、各地の領主が群雄割拠し、防御機能を備えている城、城下町、および修道院も大量増加していた。たとえば、北欧の商業地であるビルカは、10世紀には囲壁を持っていた⁶。防御、政治、経済が揃っている区域は一部の中小都市の起源となる。さらに、封建領主を主導し、建設された都市も少なくない。このようにして、中世ヨーロッパの都市の生成活動は繁栄していたのだ。

都市の発達により、封建領主及び彼の代理人である伯や教会は都市領主になることができ、都市の階層も多様化した。都市領主と貴族階級は圧倒的な財力、軍事力を持つ、都市の支配者である。住民は領主の隷属民だけではなく、自由人として定住した遍歴商人と、領主、教会、市場にサービスを提供する職人など多様な職業層もいた。手工業者の中には、多くの未熟練労働者、さらに乞食、売春婦、その他の社会周縁民がいた⁷。都市の発展とともに、大量に人口が流入し、市場と市民階層が拡大されていったのである。

商人と手工業者が相互に助け合うことによって、ギルド、さらにコミュニオン（誓約団体）が発足した。役人の中には領主のもとで行政機能を代行する者もあり、商人グループとともに領主に匹敵する財力を持つようになった。これらの誓約団体は領主に対して都市の成文法（慣習法）を要求した。早くも1066年には、ベルギーのフイで最初の都市慣習法特許状が領主によって発せられている。この時期の法は主に領主の権威を認めながら、領主の恣意的な行為を制限、排除する、市場生活を中心とする内容である⁸。さらに、コミュニオン運動が立ち上がったことも、領主と市民の対立を激化させた。しかし、最終的に領主側はそれに妥協した。たとえば、イングランドのチェスター伯はチェシャーのメイクルズフィールドの住民に「自由バラ（市場、造幣所）」の証書を与えた⁹。

領主の妥協は都市における反封建の行為の勝利を意味するのではなく、その政治的な考

⁴ ヒルトン、35頁。

⁵ 鯖田豊之『ヨーロッパ封建都市』（講談社、1994年）、80頁。

⁶ デュビイ、デスピイ、キースリンク、ミッテラウアー、シュネーデル、ファン・デル・ウェー、宮松浩憲、藤田裕邦、森本芳樹、平嶋照子、山田雅彦、田北広道、藤井美男訳『西欧中世における都市と農村』（九州大学出版会、1987年）、63頁。

⁷ ヒルトン、23頁。

⁸ 服部、南川、山辺、238頁。

⁹ ヒルトン、53頁。

量は戦争まで起きたコムニオン運動にも現れる。たとえば、1193年、ノルマンディの代行が、ブッランタジネットのリチャードのために、エヴルーのブルジョワジーに宣誓コムニオンを結成するように命令し、コムニオンの責任においてカペー朝に対抗する都市の防塞を建設するように委託しており、コムニオン運動が封建的競争者との争いの手段として使われたのである¹⁰。

もちろん、都市領主の中にはコムニオンに敵意を持つ人がいる。都市共同体が領主に嫌われる要因の一つは、共同体の住民がお互いに協力し、都市外部の敵に一致すると誓約していたことにある。住民間で誓約することは、領主側から見ると、下から上の者に対する忠誠を誓約する封建制の基本に挑戦することになる¹¹。

しかし、都市が税金さえ支払えば、問題がない。なぜなら、領主、および貴族たちの生活スタイルを見ると「毛皮、上等な毛織物、絹織物、を着飾り、ワイン、香辛料、贅沢な食べ物を食べ、荘園の館、城郭に住んだが、これらはみな金を注ぎ込んで得られたものであった」というように贅沢なものであったからだ¹²。都市に生じた貨幣収入は、農村の収入を超え、領主の収入の大部を占めた。それらには、裁判税、市場税、関税、市内の土地の地代、領主施設強制使用料（水車、製パン所）などが含まれた。フランスのプロヴァンのコムニオンに課された罰金は、20ソリドゥスまでは市民に属し、残りは伯のものと規定された¹³。また、エノー伯が発給したアスプルの文書で、エノー伯は道路、市での商品保護の代償として領民から毎年60リーブルを受け取ったと目される¹⁴。これらの収入は、決して少ないとはいえない。さらに、戦争があれば、これ以上の金が必要である。百年戦争の戦場となったフランスでは、農村の労働力が不足し、領主の直営地経営が困難になった。領主の直営地は都市の富裕市民によって買い取られ、さらに、借金の問題で土地を失った領主、貴族もいた。市場を独占するために、領主に大量権利金を支払う都市たちもいた¹⁵。このような封建土地所有貴族と商人資本家の間に、利害が相互に絡み合うことを考えれば、領主側の妥協はあり得ることである。

都市における封建制は、土地所有権に現れる。大部分の都市の土地は領主が所有していたが、市民も都市内部に土地保有者もいた。その保有地の地代は、領主に支払わなければならない。つまり、土地保有者は領主の土地を借りて生活しており、そこにあった荘園、水車は全て領主のものであった。もう一つの都市社会の封建要素は領主の権利、あるいは封建的権利である。彼らは造幣権、流通税徴収権、市場権などで都市の経済を把握する。領主裁判権によって領主の権威を確保することができ、領主の直接管理、および役人の派

¹⁰ ヒルトン、172頁。

¹¹ ヒルトン、168頁。

¹² ヒルトン、25頁。

¹³ 花田洋一郎「フランス中世都市の財政と「自治」：プロヴァンの都市会計簿（一二七四年—一三三一年）を素材にして」『社会経済史学』61・5（1996年）、620-647頁。

¹⁴ 斉藤綱子『西欧中世習慣法文書の研究』、130頁。

¹⁵ ヒルトン、53頁。

遣によって、行政権が実現できる。つまり、都市は都市領主の重要な財源であり、むしろ、都市経済は封建経済の構成の一部であった。行政権と裁判権はまだ都市領主の手中にあり、都市社会は封建社会の一部、封建領主に隷属する。

したがって、中世ヨーロッパ都市と封建領主の抗争は、あくまで個別的、封建的、より合理的に利益を求める行為であった。さらに、都市の自治特許状は多く国王の授与による、徴税により便利な手段であり、市民もそれに対抗する必要がなかった。都市は封建的経済、社会構造の中の社会構成体であり、反封建的なものではなかったのである。

【参考文献】

1. ハワード・サールマン著、福川裕一訳『中世都市』（井上書院、1983年）
2. デュビイ、デスピイ、キースリンク、ミッテラウアー、シュネーデル、ファン・デル・ウェー、宮松浩憲、藤田裕邦、森本芳樹、平嶋照子、山田雅彦、田北広道、藤井美男訳『西欧中世における都市と農村』（九州大学出版会、1987年）
3. R・H・ヒルトン著、瀬原義生訳『中世封建都市 一英仏比較論一』（刀水書房、2000年）
4. シャルル・プティ＝デュタイイ著、高橋清徳訳『西洋のコミューン』（東洋書林、1998年）
5. ハンス・プラーニッツ著、鯖田豊之訳『中世都市成立論』（未来社、1995年）
6. 河原温『中世ヨーロッパの都市世界』（山川出版社 1996年）
7. 斉藤綱子『西欧中世慣習法文書の研究』（九州大学出版会、1992年）
8. 鯖田豊之『ヨーロッパ封建都市』（講談社、1994年）
9. 花田洋一郎「フランス中世都市の財政と「自治」：プロヴァンの都市会計簿（一二七四年―一三三一年）を素材にして」『社会経済史学』61-5（1996年）、620-647頁。
10. 服部良久、南川高志、山辺規子『大学で学ぶ西洋史 [古代・中世]』（ミネルヴァ書房、2006年）
11. 服部良久、江川温『西欧中世史』（ミネルヴァ書房、1995年）
12. 矢島釣次『十字軍と黒死病 ー資本主義黎明史ー』（同文館、1993年）

A : 今年度、実際に参照したもの

1. ハワード・サールマン、福川裕一訳『中世都市』（井上書院、1983年）
2. デュビイ、デスピイ、キースリンク、ミッテラウアー、シュネーデル、ファン・デル・ウェー、宮松浩憲、藤田裕邦、森本芳樹、平嶋照子、山田雅彦、田北広道、藤井美男訳『西欧中世における都市と農村』（九州大学出版会、1987年）
3. R・H・ヒルトン、瀬原義生訳『中世封建都市 一英仏比較論一』（刀水書房、2000年）
4. シャルル・プティ＝デュタイイ、高橋清徳訳『西洋のコミュニオン』（東洋書林、1998年）
5. ハンス・プラーニッツ、鯖田豊之訳『中世都市成立論』（未来社、1995年）
6. 河原温『中世ヨーロッパの都市世界』（山川出版社、1996年）
7. 斉藤綱子『西欧中世慣習法文書の研究』（九州大学出版会、1992年）
8. 鯖田豊之『ヨーロッパ封建都市』（株式会社講談社、1994年）
9. 花田洋一郎『フランス中世都市の財政と「自治」：プロヴァンの都市会計簿（一二七四年―一三三一年）を素材にして』『社会経済史学』61-5（1996年）、620-647頁。
10. 服部良久、南川高志、山辺規子『大学で学ぶ西洋史〔古代・中世〕』（ミネルヴァ書房、2006年）
11. 服部良久、江川温『西欧中世史』（ミネルヴァ書房、1995年）
12. 矢島均次『十字軍と黒死病』（同文館、1993年）

B : 今後、参照予定のもの

1. サイモン・アングリム、フィリス・G・ジュスティス、ロブ・S・ライス、スコット・M・ラッシュ、ジョン・セラーライ、天野淑子訳、松原俊文監修『戦闘技術の歴史1』（創元社、2008年）
2. バート・S・ホール、市場泰男訳『火器の誕生とヨーロッパの戦争』（平凡社 1999年）
3. マイケル・ハワード、奥村房夫、奥村大作訳『ユーロッパ史と戦争』（学陽書房 1981年）
4. 阪口修平編著『歴史と軍隊』（創元社 2010年）

追放条項の有無はビスマルクの進退を変えたか

明治大学文学部史学地理学科西洋史学専攻

富澤 幸輔

1890年3月18日、ドイツ帝国初代宰相オットー・フォン・ビスマルクは辞表を提出し、ドイツ皇帝ヴィルヘルム2世はただちにこれを受理した。ビスマルクは1889年10月25日、期限切れが近づいていた社会主義者鎮圧法を永続させる法案を提出した。その法案は「追放条項」を含んでおり、ヴィルヘルム、議会ともに「追放条項」の削除を求めたが、ビスマルクがこれを拒否した結果、法案そのものが否決された。これにより選挙カルテルは崩壊し、議会において多数派を形成することは不可能となり、ビスマルクは辞職に至った。しかし、仮にビスマルクが「追放条項」を削除するべきとの要求に対して譲歩していたとしても、経過に多かれ少なかれ変化はあるものの、ビスマルクは辞職に至ったのではないか。本レポートでは、ビスマルクが「追放条項」削除の要求に応じていたとしても辞職に至ったと考える理由を述べていく。

ビスマルクが辞職した当時の状況を捉えるにあたり、当時の政界の情勢を見ておきたい。議会ではドイツ保守党・自由保守党・国民自由党からなる右派連合からなる多数派を形成していた。これら三党はビスマルクからの多大な励ましにより、いわゆるカルテルを結成した。政府が彼らに与えた約束を念頭において、彼らはそれぞれの選挙区でカルテル諸党のうち前回の選挙で勝利を収めた候補者を共同で支援する、あるいは反政府諸党の側が勝利を収めていた選挙区では話し合って共同の候補者を立てることを取り決めた¹。

その議会において、ビスマルクはどこに支持基盤を置いていたのか。ビスマルクは代議士としてプロイセン政界入りした時から、政治を行ううえで自由主義的なナショナリズム勢力と手を組む方法を模索することはあったものの、保守主義者・君主主義者・反革命派としての立場を貫いた。ビスマルクからしたら、社会主義者や自由主義者たちは夢見がちでそのうえ理想ばかり語る人々であった。それゆえ、彼の支持基盤はユンカーや産業資本家であった。また、彼自身ユンカーの出身であった。彼はプロイセン王国に多くの将軍や将校を出している古いユンカーの家計である父フェルディナント・フォン・ビスマルクと、学者と高級官吏の家柄である母ヴィルヘルミーネ・ルイーゼ・メンケンとの間の第四子として生まれた²。

¹ ロタール・ガル、大内宏一訳『ビスマルク 白色革命家』（創文社、1988年）、883-884頁。

² 加納邦光『ビスマルク』（清水書院、2001年）、15頁。

前述したように、ビスマルクは1889年10月25日、社会主義者鎮圧法を無期限に延長する法案を提出した。これに含まれていた「追放条項」とは、社会主義扇動者、すなわち社会民主党員をその居住地域から追放する権限を警察に与えるというものであった³。1890年1月24日、ヴィルヘルム2世が述べた、日曜日の労働の禁止、女性と少年の夜間労働や地下労働の禁止、出産前の3週間と出産後の4週間の労働の禁止といった労働者保護のプログラムを、ビスマルクは参考意見に過ぎぬものとして軽視した。代わりに、彼は社会主義勢力を無条件で抑圧すべきだという立場に固執した⁴。ビスマルクはヴィルヘルム2世が彼のプログラムを「二月勅令」として発布しようとするも、それへの副署を拒否し、そのうえ国際会議の挫折のために妨害工作を行った⁵。自由保守党議員、後に農相としてビスマルクと関わったルーチウス・フォン・バルハウゼン男爵の言葉を借りれば、これがビスマルクとヴィルヘルムの「修復不能な決裂」であった⁶。

そもそもなぜビスマルクは社会問題に固執していたのか。政府関係者や国内の民衆、とりわけ若い世代は、ビスマルクは間違いなく多くの功績をあげたとはいえ、今となつてはその政策は自らの権力を維持し、現状に満足するだけの消極的政策であると考えていた。若い世代の多くからは、ビスマルクは古い考えにとらわれ、権力にしがみつこうとし、国家のさらなる発展を妨げているとした意見が出るようになっていたのである。ビスマルクは自らをドイツ帝国にとって必要不可欠な存在とすることに努めていた。彼は在職期間中に語らなかった日はなかったほど常に国家と社会の存立を脅かす致命的な危険について語り、対処していった。そうすることで、常にドイツ帝国を救う、必要不可欠な人物であるように努めたのである。しかし、1889年のイギリスへの同盟政策が結局は失敗に終わり、さらにフランスのブーランジェ将軍がドイツに対する復讐を唱えていた時期には、フランスをドイツにとっての危機、すなわちビスマルクが自己の必要不可欠性を示すための切り札としてみなしていたが、ブーランジェ将軍が罷免されて以来、事実上フランスをドイツにとって危機としてみなすことはできなくなり、対外政策の中で内政に利用できるものは残されていなかった。したがって、残されていたのはしばしばヴィルヘルム2世との対立の原因ともなる国内政策のみであり、その中でも、あらゆる秩序を守ることによって彼の帝国にとっての必要不可欠性を有効に誇示する見込みのある領域、それが社会問題だったのである⁷。

以上の状況を踏まえて、「追放条項」の廃棄をビスマルクが受け入れた場合と、拒否した場合とを考察する。ビスマルクが提出した法案に対してかつて最初の社会主義者鎮圧法の成立を妨げたラスカー率いる国民自由党の多数派は、無期限の延長であるな

³ 加納、163頁。

⁴ ガル、910頁。

⁵ 加納、162頁。

⁶ ガル、910頁。

⁷ ガル、901-902頁。

ら「追放条項」は廃棄すべきであるとして、そして社会主義者を抑圧することには賛成であるが、国民自由党と選挙カルテルを結んでいたため、保守党も妥協案として、ビスマルクに「追放条項」の廃棄を要求した。ヴィルヘルム 2 世も、君主主義の立場ではあるものの、それを支持した。仮にビスマルクが譲歩し、カルテル内部でも強い抵抗があったとはいえ、間違いなくカルテル諸党による多数派を確保できるように思われた⁸。ビスマルクは1月24日の御前会議の席上、「追放条項」を廃棄するような「弱腰ぶり」を見せれば、「この法律なしでやり繰りし、波がたかまるままに任せ」なければならず、「宿命的な結果」、すなわち社会主義勢力の拡張、さらには秩序の崩壊をドイツ帝国にもたらすであろうことをまことに激しい口調で述べ、「追放条項」に関しては一切の妥協を拒否した⁹。その結果、社会主義者鎮圧法を永続させる法案は、中央党、ドイツ保守党、自由思想家党、社会民主党から成る極めて雑多な多数派によって否決された。中央党はヴィントホルスト率いるカトリック政党であり、以前にビスマルクとヴィントホルストは文化闘争の際に対立している。ビスマルク失脚の後、中央党は憲法政党として重要な役割を果たすこととなる¹⁰。この否決により、選挙カルテルは最終的に崩壊し、議会で右派勢力を基盤として多数派を形成することはもはや不可能となり、ビスマルクは辞職した。

しかし、ビスマルクが仮に社会主義者鎮圧法から「追放条項」を廃棄することを受け入れていたとしよう。廃棄したことにより、社会主義者鎮圧法は議会を通過するであろう。その法案は「これまで通りの」社会主義者鎮圧法である。ここで指摘したいのは、これまでの社会主義者鎮圧法は社会主義勢力に一時的に打撃を与えたものの、その勢力は圧力を受けながらも拡張しつづけていたことである。そのため「追放条項」なしの鎮圧法が議会を通過したとしても社会主義勢力はこれまで通り活動・拡張し続け、ビスマルクの言う「宿命的な結果」に至るはずである。さらには議会だけではなく、そのほかの場でも彼の支持基盤であるユンカーや産業資本家たちの支持も失うことになり、辞職に至ったであろう。

以上のことから、ビスマルクにとっては、「追放条項」を含んだ社会主義者鎮圧法が議会を通過することが、彼が政界に留まり、権力を保持するための最良であると同時に唯一の方法であった。しかしその方法はここまで述べてきた状況からは不可能なものであり、「追放条項」の廃棄を受け入れる、または拒否することはどちらも彼の辞職に結びついていたのである。

⁸ ガル、910 頁。

⁹ ガル、910 頁。

¹⁰ 古賀敬太「C・シュミットとドイツ中央党 —ナショナリズムと権威主義を中心として—」『聖隷学園聖泉短期大学人文・社会科学論集』6（1990年）、21-60 頁。

【参考文献】

1. カール・E・ボルン、鎌田武治訳『ビスマルク後の国家と社会政策』（法政大学出版局、1973年）
2. ロタール・ガル、大内宏一訳『ビスマルク 白色革命家』（創文社、1988年）
3. アドルフ・リヒター、後藤清訳『ビスマルクと労働問題 憲法紛争時代における』（総合法令、1990年）
4. A・J・Ryder、高橋通敏訳『ドイツ政治・外交史<1> —ビスマルクからブラントまで』（新有堂、1980年）
5. 飯田洋介『ビスマルクと大英帝国：伝統的外交手法の可能性と限界』（勁草書房、2010年）
6. 加納邦光『ビスマルク』（清水書院、2001年）
7. 古賀敬太「C・シュミットとドイツ中央党 —ナショナリズムと権威主義を中心として—」『聖隷学園聖泉短期大学人文・社会科学論集』6（1990年）、21-60項。

A：今年度、実際に参照したもの

1. カール・E・ボルン、鎌田武治訳『ビスマルク後の国家と社会政策』（法政大学出版局、1973年）
2. ロタール・ガル、大内宏一訳『ビスマルク 白色革命家』（創文社、1988年）
3. アドルフ・リヒター、後藤清訳『ビスマルクと労働問題 憲法紛争時代におけるの』（総合法令、1990年）
4. A・J・Ryder、高橋通敏訳『ドイツ政治・外交史<1> —ビスマルクからブラントまで』（新有堂、1980年）
5. 飯田洋介『ビスマルクと大英帝国：伝統的外交手法の可能性と限界』（勁草書房、2010年）
6. 加納邦光『ビスマルク』（清水書院、2001年）
7. 古賀敬太「C・シュミットとドイツ中央党 —ナショナリズムと権威主義を中心として—」『聖隷学園聖泉短期大学人文・社会科学論集』6（1990年）、21-60頁。

B：今後、参照予定のもの

1. セバスティアン・ハフナー、山田義顕訳『ドイツ帝国の興亡：ビスマルクからヒトラーへ』（平凡社、1989年）
2. エーリッヒ・アイク、救仁郷繁他訳『ビスマルク伝』1-8巻（ペリカン社、1993-99年）
3. H・モテック、A・シュレーター、W・ベッカー著・大島隆雄（他）訳『ドイツ経済史：ビスマルク時代からナチス期まで（1871-1945）』（大月書店、1989年）
4. 秋山六郎兵衛『概観ドイツ史』（白水社、1938年）
5. 前田靖一『鮮烈・ビスマルク革命：構造改革の先駆者／外交の魔術師』（彩流社、2009年）
6. 山田高生著、成城大学経済学会編『ドイツ社会政策史研究：ビスマルク失脚後の労働者参加政策』（千倉書房、1997年）

フランス革命と処刑の関係性

明治大学 文学部 史学地理学科 西洋史学専攻
山本 舜

1789年7月14日のバスティーユ牢獄襲撃をきっかけとしてフランス革命が勃発した。この革命が近代世界を導き出す大きな事件であったことは有名であり¹、間接的にはいえ革命の影響を受けて高揚したナショナリズムがヨーロッパの国民国家独立、1830年、1848年の革命を引き起こした。しかし、フランス革命を通して沢山の人が処刑、虐殺されたのも事実である。

フランス革命直前期の死刑は誰しもが行えるものではなかった。死刑執行人という特異な職を持つ人々によってそれは為されていたのである。特にパリの死刑執行人は「ムッシュ・ド・パリ」と呼ばれ、最も有名な人物にシャルル＝アンリ＝サンソン(1739～1806)がいる²。彼はフランス革命を体験し、ルイ16世など重要人物の処刑に立ち会っている。死刑執行人は処刑台の上で冷静に人を殺す、残虐な刑を平然とやってのける、と人の道を外れている印象を当時の人々に持たれていた。しかし、死刑執行人は人の命を大切なものと考えている点は大衆と同じで、アンリ＝サンソンも自分につきまとう先入観を振り払うために道徳的な生活を送っていた³。そんな彼が革命初期に携わったのは斬首刑や絞首刑、また八つ裂きの刑など残酷なものもあった。このような公開処刑は単なる断罪ではなく、国家による民衆側への見せしめ、警告であったが、当の民衆は処刑を一種の見世物になっていたことを指摘しておく必要がある⁴。国王は公開処刑を利用してまで自らを絶対化する存在であった。僧侶と貴族から政治権力を奪って我が手におさめていながら彼らに様々な特権を認めて保護し、僧侶を第一身分、貴族を第二身分、それ以外のおよそ98%の国民を第三身分と格付けて典型的な旧体制(アンシャン＝レジーム)を確立していた。このような不満から革命は勃発した。革命初期は楽観的風潮であり、国王の権限を収縮して立憲君主制を目指すものだった。アンリ＝サンソンもこれを理想としていた。

では、何故後の恐怖政治へとつながってしまったのだろうか。ここでギロチンが登場する。この処刑器具は医師であり、かつ国会議員でもあったギョタンの提案によるもので、人道的に人を死に至らしめるものとして開発された。正式に処刑器具として認められたの

¹ 桑原武夫『世界の歴史10 フランス革命とナポレオン』(中央公論社、1959年)、1頁。

² 安達正勝『死刑執行人サンソン』(集英社新書、2003年)、20頁。

³ 安達、25頁。

⁴ 安達、102頁。

は、1792年4月25日をもってである。それまで行われていた斬首刑などは中々一撃で命を奪うことができず、死刑囚に無用な痛みを与えてしまうため、安定して処刑を成功させる必要性があったからだ。またもう一つ理由があり、身分ごとに差別化されていた処刑方法をギロチンに統合することで革命の自由と平等の精神を象徴していたのだ。

だが、このギロチンの発明とほぼ同時期の1792年4月20日にフランスがオーストリアに宣告し、対ヨーロッパ全面戦争へと展開することになる。この戦争が革命の性格を変質させ、革命はだんだんと血腥いものになってゆく⁵。これに先駆け先述した楽観的な革命ムードに水を差したのは1791年6月に起きたヴァレンヌ逃亡事件だった。これが王政の廃止を求める声を呼び、対外戦争が更に国内状況を悪化させた。これを境にギロチンは人道的処刑手段から今まで旧体制下で自分達を苦しめてきた貴族階級に血の代償を求める復讐道具へと性格を変えていく。また、1792年9月2日にはプロシア軍がパリ間近に迫っている中、市内九ヶ所の牢獄が襲撃される事件が起こる。これらの事から、ジャコバン派による大量虐殺はただ貴族勢力、反対勢力に対する弾圧の結果としてのものではないことが明るみを帯びる。結局、この九月虐殺事件は千数百人の犠牲を生んだがその本質は、革命を潰そうとする外国の軍隊によって自由の国土が踏みじられ、生命や財産も脅かされるという恐怖心から引き起こされたものであった。それを裏付けるように20日のヴァルミーの戦いで勝利を収めると国内の興奮はおさまった。この戦いは戦術面ではなく革命精神が勝利したものである。

ルイ16世に死刑判決が下された事を受けて、サンソンは革命があきらかに行き過ぎてしまったことを改めて確認した。では、国王の死はどのような意味を持ったのだろうか。代表すべきは第一次対仏同盟の結成であろう。ヨーロッパの君主国がルイ16世の処刑により受けたショックは大きく、革命に対する外圧はより強まった。フランス人は区別なく自国存続の為に団結しなければならなくなった。これはジャコバン派の勝利を決定づけてゆく⁶。後にジャコバン派が恐怖政治を推し進める事になるが、この時には既に処刑は独裁政府による反革命容疑者抹消の手段に成り下がっていた。しまいにはそれもテルミドールのクーデターによって終結した。

フランス革命当時死刑は民衆への警告の意味を内包していたが、犯罪人に罪を償わせることもできず、社会から取り除いたとしてもただ一時的な気休めになるだけで社会の歪みが正されるわけではない。死刑制度には、人の命を奪う重大事に見合うメリットが何もなく、それどころか人の死で社会秩序を保とうとする狙いがある。無実の罪であった場合免罪になる可能性を捨て切れず、取り返しのつかない事になる。また、サンソンは死刑執行人の立場から処刑する人間を必要とし、その人間に法と正義の名において殺人という罪を犯させるものであるとして批判した⁷。

⁵ 安達、138頁。

⁶ 桑原、53頁。

⁷ 安達、238頁。

しかし、死刑制度を肯定する立場も勿論存在する。現代においても死刑制度は恒久的に存在すべきであり、人類への戒めとして存在すること、すなわち、適用されずとも厳然として在ることに意味があるのだとする考えがある⁸。仮に死刑が行われ、人命を奪う事自体について意味を考えるのであれば、それは死刑が極刑の代表格として存在しているが為に国民感情を納得させる役割を持ち、死刑以外では対処しようのない極悪犯を処理出来る方法として見られているのである。

フランス革命当時と現代では処刑方法に違いがあるが、死刑に近い、終身刑等を採用することでサンソンがかつて被った苦しみを和らげることは可能になる。では、仮にフランス革命における処罰方法がギロチンから別の刑に変わったとして、本来のような結果に行き着くことは出来たのだろうか。いや、出来ないだろう。その根拠の一つに、革命期の虐殺や処刑が愛国心によるものだとする考え方がある。フランス革命勃発時からルイ 16 世の処刑に至るまでは人道的であるにしろないにしろ、革命を成功させるため革命への意志の強さで起こった事ではないだろうか。ギロチンによる処刑は犯罪者を断罪し、虐殺には国内の不安要素に脅かされ少しでも安全を保とうとする動きが属性として備わっている。死刑制度は現在でこそ廃止している国が増えているが、昔はごく一般的なものだった。フランス革命はそうした強烈なナショナリズムに支えられていて、プロシア軍の進軍や対仏同盟を受けて国家存続の危機に立たされることでより強固なものになっていたことだろう。処刑制度、そしてギロチンは、その時々によって様々な役割を果たしていたが、それがフランス市民の行動の軸となっていた事は間違いないだろう。

【参考文献】

1. 安達正勝『死刑執行人サンソン』（集英社新書、2003年）
2. 桑原武夫『世界の歴史 10 フランス革命とナポレオン』（中央公論社、1959年）
3. エドマンド・バーク、中野好之訳『フランス革命についての省察』（岩波文庫、2000年）

⁸ 重松一義『死刑制度必要論』（信山社、1995年）、30頁。

A : 今年度、実際に参照したもの

1. ジャン＝マリ・カルバス、吉原達也、波多野敏『死刑制度の歴史』（白水社、2006年）
2. サイモン・シャーマ、榎木泰訳『フランス革命の主役たち 臣民から市民へ』上中下（中央公論社、1994年）
3. アレクシス・ド・トクヴィル、小山勉訳『旧体制と大革命』（筑摩書房、1998年）
4. エドモンド・バーク、半沢孝磨訳『フランス革命の省察』（みすず書房、1997年）
5. フランソワ・フュレ、大津真作訳『フランス革命を考える』（岩波書店、2000年）
6. ミシェル・ベルンシュタイン『Catalogue de l'histoire de la Révolution française : écrits de la période révolutionnaire（ミシェル・ベルンシュタイン文庫目録）』（専修大学図書館ミシェル・ベルンシュタイン文庫、1979年）
7. ジュール・ミシュレ、桑原武夫、樋口謹一、多田道太郎訳『フランス革命史』（中央公論新社、2006年）
8. バーバラ・レヴィ、喜多迅鷹訳『パリの断頭台』（法政大学出版局、1987年）
9. 安達正勝『死刑執行人サンソン』（集英社新書、2003年）
10. 桑原武夫『世界の歴史 10 フランス革命とナポレオン』（中公文庫、2000年）
11. 河野健二『フランス革命小史』（岩波新書、1959年）
12. 河野健二、樋口謹一『世界の歴史 15 フランス革命』（河出書房新社、1999年）
13. 重松一義『死刑制度必要論』（信山社、1995年）
14. 柴田三千雄『フランス革命』（岩波新書、2007年）
15. 遅塚忠躬『ヨーロッパの革命』（講談社、2001年）
16. 浜本隆志『拷問と処刑の西洋史』（新潮社、2007年）
17. 三原憲三『死刑存廃論の系譜』（成文堂、2008年）

B : 今後、参照予定のもの

特になし

このレポート集をお読み頂いた方に

このレポート集は、明治大学文学部史学地理専攻西洋史学専修の基礎演習クラス（一年次）の学習成果（2012年度）である。6名の受講生は、それぞれ各個人の関心や意識を反映させつつ、地道な学習とリサーチを重ね、レポートを完成させた。

担当講師は基礎演習の目的を、各個人の学究的な思考様式の会得や、リサーチおよびプレゼンテーション技術の向上など、インプット・アウトプットそれぞれの技術修得に置いた。一番の難問は、高校までの範囲学習や暗記主体の学習の価値観をいかに脱して、かつ大学や社会における文学部の学生らしい思考様式を身につけるかにあった。受講生と担当講師が双務的に緊張感を持ってこの目的に取り組んできたか否かは、各受講生にもう一度考えて貰いたい。

大学一年次は非常に伸びしろの大きな時期であると同時に、高校から大学での教育の変化という「壁」にもがき、悪戦苦闘する時期でもある。すべての受講生が成長したとも言えるし、また同時にこの壁を乗り越えられていないとも言える。レポートにはその側面が如実に表れている。しかし、こうした壁やハードルを意識することで、新たな大学での学習目的を持つよう。今後の受講生の学びと成長に担当講師は期待している。

.

このレポート集は専門ゼミのなかで記述されたものではない。また、大学初年度教育の中で生み出されたものである。したがって、ここに掲載した学生のレポートには、文章や論理構成がこなれていないところや、解釈・分析上の間違いもあろう。しかし、それは学生の資質の問題ではなく、担当した講師の力量に還元される問題である。すべての責は担当講師金澤宏明が負うものである。同時に、各学生はこうしたステップを踏んで、次の段階へと成長していくことをご理解頂きたい。

担当講師 金澤宏明
(明治大学 文学部 兼任講師)

【奥付】

2013年1月20日発行

明治大学 文学部 基礎演習（西洋史）2012年度 金澤クラス